

平成20年度契約保養施設ご利用案内

お得に泊まれる保養施設が増えました！

今年度から当健保組合では、直接契約している従来の契約保養施設のほか、新たに旅行会社と契約を結び、国内のさまざまな宿泊施設を利用できるようにいたしました。これらの施設の宿泊につきましては、下記のとおり利用補助をいたしますので、どうぞご利用ください



■利用の対象となる契約宿泊施設

① 次の旅行会社の契約宿泊施設（国内）

① 株JTB

② 近畿日本ツーリスト(株)

② 直接契約保養施設

■利用できる対象者

当健保組合の被保険者および被扶養者（小学生以上）

■補助額

1人（小学生以上）につき1泊3、000円。1回の旅行につき2泊まで、年度内（4月1日から翌年3月31日）に2回までを限度とします。

※就学前の乳幼児の宿泊代については、補助の対象外。また、社員旅行、慰安旅行も補助の対象外とします。

■申し込み方法

① 旅行会社の契約宿泊施設の場合

① 利用希望者は『契約保養所システム（A方式）利用申込書』を、事業所に請求する。

② 『契約保養所システム（A方式）利用申込書』に必要事項を記入し、当健保組合に提出。

③ 当健保組合が申し込みを受理したら、『契約保養所システム（A方式）利用申込書』を事業所宛に返送します。

④ 『契約保養所システム（A方式）利用申込書』を予約申し込み旅行会社に提出し、補助金額を差し引いた額を支払い、クーポン券を受け取ってください。

※利用の変更・取り消しの場合、旅行会社の規定により取消料・手数料を支払う必要が生じることもあります。

② 直接契約保養施設の場合（従来の申請方法と変更ありません）

① 利用希望者は保養施設に予約を入れてください。

※予約の際、「中国しんきん健康保険組合の契約保養所宿泊利用補助システム」を利用する旨を必ず申し出てください。

② 予約後、『契約施設利用承認申請書（正・副）』を当健保組合に提出。

③ 当健保組合が申し込みを受理したら、『契約施設利用承認申請書（副）』および『契約施設利用案内書』を事業所宛に返送します。

④ 『契約施設利用案内書』を利用する保養施設に提出し、補助金額を差し引いた額をお支払いください。

直接契約保養施設の施設名・電話番号などは、ホームページに掲載していますので、どうぞご覧ください。

<http://www.chugokushinkin-kenpo.or.jp/>